

(議) 第 1 号

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条
および秋田市議会会議規則（昭和42年秋田市議会規則第1号）第14条の規
定により提出する。

平成25年 2 月 28 日

提出者

秋田市議会議員 赤 坂 光 一
外38名

秋田市議会議長 小木田 喜美雄 様

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成13年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「および第15項」を「から第16項まで」に、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条から第5条までの規定中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条の見出しを「（政務活動費を充てることができる経費の範囲）」に改め、同条中「政務調査費を規則で定める使途基準に従って」を「政務活動費を別表に定める経費の範囲内で」に改める。

第7条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第8条第1項および第2項中「政務調査費」を「政務活動費」に改め、同条第3項中「政務調査費」を「政務活動費」に、「代表者」を「代表者であった者」に改める。

第9条の見出しを「（政務活動費の返還）」に改め、同条中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政の調査研究に資するため必要な経費として」を「第6条に定める経費の範囲内で」に改める。

第10条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第6条関係）

項 目	内 容
研究研修費	会派が研究会および研修会を開催するために必要な経費又は会派の所属議員が他の団体の開催する研究会および研修会に参加するために必要な経費
調査活動費	会派が行う調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費
資料作成費	会派が行う調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費

資料購入費	会派が行う調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が調査研究活動および議会活動ならびに市の政策について住民に報告するために必要な経費
広聴費	会派が住民の市政に関する要望および意見を聴くための会議等に要する経費
人件費	会派が行う調査研究活動を補助する者の雇用に要する経費
事務所費	会派が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置および管理に要する経費
事務費	上記以外の経費で会派が行う調査研究活動のために必要な事務的経費

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前に交付された改正前の秋田市議会政務調査費の交付に関する条例の規定による政務調査費については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）の施行に伴い、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。